

(目的)

第1条 この規程は、日本人材派遣協会九州地域協議会（以下「本会」という。）の規約第7条の規定に基づき、会員の入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員の会費は規約第7条に定めたとおりとする。

(会費の納期等)

第3条 会員は、毎事業年度、規約第7条に定めた方法により、会費を支払わなければならない。

- 2 会員は、退会後であっても会費の未納、滞納がある場合には、全ての清算を終了しなければならない。

(中途入会の会費及び納期等)

第4条 事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費は、別表に定める額を、本会が別に定める方法により、入会承認月以降に支払わなければならない。

(退会時等の不返還)

第5条 会員が、規約第10条の規定により会員資格を喪失し、本会の会員でなくなった場合、既納の会費及びその他の拠出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

(会費の変更)

第6条 会費を変更する場合は、規約第30条の規定に基づき総会の決議をもって行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、幹事会の決議を以て行う。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

別表 (中途入会の会費)

入会月	初年度年会費
4月	¥20,000
5月	¥18,300
6月	¥16,600
7月	¥15,000
8月	¥13,300
9月	¥11,600
10月	¥10,000
11月	¥8,300
12月	¥6,600
1月	¥5,000
2月	¥3,300
3月	¥1,600

(別表補足：中途入会における当該年度年会費計算方法)

①年会費額を十二で除する。

②①に、入会月より事業年度末までの月数の和を乗じる。

③②の第二位（十円）の単位を切り捨て算出する。

※会費額改訂の際には、同様の計算方法を用いて、別表を改定する。